

長浜市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、特定外来生物であるクビアカツヤカミキリによる被害の拡大を防ぐため、被害を受けた樹木の伐採及び防除等を行う者に対し、長浜市クビアカツヤカミキリ対策事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、長浜市補助金等交付規則（平成18年長浜市規則第36号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) クビアカツヤカミキリ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律施行令（平成17年政令第169号）別表第1に定めるクビアカツヤカミキリをいう。
- (2) 被害木 クビアカツヤカミキリによる被害があると市長が認めた樹木をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 被害木の伐採又は伐根（切り株の被覆処理を含む。）及び焼却、チップ化等による処分（以下「伐採等」という。）
- (2) 薬剤（農薬取締法（昭和23年法律第82号）第3条第1項の規定により登録されている農薬に限る。以下同じ。）による被害木に対する幼虫の防除又は粘着剤、薬剤若しくはネット巻による成虫の防除（以下「防除等」という。）

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次のいずれかに該当する者とする。ただし、個人の場合にあつては、同一世帯に補助金の交付を受けた者（受けようとする者を含む。）がいるときは、対象としないものとする。

- (1) 被害木を所有又は管理する個人又は団体
- (2) 被害木の所有者等の承諾を得て、伐採等又は防除等を行う個人又は団体

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表に掲げる区分に応じた経費とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費（消費税及び地方消費税を含む。）の額に2分の1を乗じて得た額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

2 補助金の限度額は、年間20万円（伐採等を行う場合は、20万円又は伐採等をした本数に5万円を乗じて得た額のいずれか低い額）とする。ただし、自治会等の地縁団体及び社会福祉協議会等の公共的団体が多数の被害木を伐採する場合等市長が必要と認めるときはこの限りでない。

(補助金の交付申請等)

第7条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、長浜市クビア

カツヤカミキリ対策事業補助金交付申請書兼請求書（別記様式）に次に掲げる書類を添えて、対象の事業が完了した日の属する年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費に係る領収書（作業日、申請者氏名及び領収日が記載されているもの）の写し又はこれに代わる書類
- (2) 補助対象経費の詳細が分かるもの
- (3) 被害木の状況写真
 - ア 作業前の被害状況が確認できるもの
 - イ 伐採等又は防除等の作業状況及び作業完了が確認できるもの
- (4) 振込先が確認できる通帳、キャッシュカード等の写し
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 規則第14条第1項に規定する実績報告は、前項の規定による申請書兼請求書の提出をもってなされたものとみなす。

（補助金の交付決定等）

第8条 市長は、前条第1項の規定による申請があった場合は速やかに内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定し、その旨を申請者に通知するとともに当該補助金を交付するものとする。

2 規則第15条第1項に規定する補助金の額の確定は、前項の規定による交付決定通知をもってなされたものとみなす。

（協力の要請）

第9条 市長は、必要に応じて補助金の交付を受けた者に対して、被害木に関する資料の提供、周辺の状況調査その他の協力を求めることができる。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日等）

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行し、同日以後に行う伐採等又は防除等について適用する。

（告示の失効）

2 この要綱は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。ただし、第9条の規定は、同日後も、なおその効力を有する。

別表（第5条関係）

区分	補助対象経費
伐採等	(1) 伐採等に係る委託費用 (2) 焼却に係る処分料 (3) 機械賃借料
防除等	(1) 使用する薬剤の購入に係る費用 (2) ネット巻のためのネット、除草シート購入等の消耗品購入に係る費用 (3) ネット巻又は薬剤散布等に係る委託費用

※ 備品購入費及び燃料費は除く。ただし、委託費用に含まれる燃料費は、この限りでない。